

IC 錠ロッカー使用規約

IC 錠ロッカー（以下、「ロッカー」という。）は、原則、神学校の図書館利用登録者が図書館利用中に携帯品を一時保管するためにご使用頂くものです。この規約に従ってご使用下さい。

1. 取扱い時間

図書館の開館時間中（午後1時から閉館まで）。

2. 使用方法

ロッカーの使用料金は無料です。お持ちの IC カード※で施錠・解錠を行います。

3. 使用期間

ロッカーの使用は当日限りです。管理者は使用されているロッカー内の収容品の保管の責めを負わないものとします。

4. 収容品の保管

収容品は、使用者の責任で保管して下さい。

5. 使用期間経過後の措置

使用期間を経過したときは、管理者は、収容品を所定の場所に移し、収容品を移動した日から起算して14日間拾得物として保管します。収容品の移動の際に収容品の実情に応じて、開披等を行うことがあります。

上記保管期間中に収容品の受け渡しの場合には、身分証明書等で確認させて頂く場合があります。

6. お引き取りの無い場合等の処置

前項に定める保管期間が経過してもお引き取りのない場合、管理者が収容品を处分します。

7. 緊急時等の対応

緊急時等の場合、管理者または管理者が委託した者は、収容品の点検の実施及び移動を行うことができる者とします。

8. ロッカー使用者の賠償責任

使用者がロッカーを破損し、若しくは汚損した場合または他のロッカーの収容品に損害を与えた場合は、使用者に賠償をして頂きます。

9. 収容できないもの

次に掲げるもの（以下、「収容できないもの」という。）は、ロッカーに収容することはできません。

- ① 貴重品（現金・有価証券・ロッカー使用者にとって重要な物品等）
- ② ロッカーを破損し、または汚損するおそれのあるもの
- ③ 臭気を発するもの・不潔なもの・腐敗または変質しやすいもの

- ④ 危険物（爆発物・揮発性または毒性のある薬品等）
- ⑤ 銃砲刀剣類および犯罪に供され、または供されるおそれのあるもの
- ⑥ 法令等により所持または携帯を禁じられたもの
- ⑦ 動物
- ⑧ 死体または遺骨
- ⑨ 重量過大（2人用ロッカー ハンガーパイプ：耐荷重20kg アミ棚：耐荷重10kg、9人用ロッカー アミ棚：耐荷重10kg）以上のもの
- ⑩ その他保管に適さないと認められるもの

I 0. 免責事項

次のいずれかに該当し、収容品の滅失、既存棟の損害が生じたときは、管理者はその賠償の責任を負わないものとします。

- ① 施錠ICカードの紛失、盗用による場合
- ② 天災地変等の不可抗力による場合
- ③ 使用者のロッカー誤施錠または誤使用による場合
- ④ 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合
- ⑤ 収容できないものが収容されている場合
- ⑥ その他管理者の責めに帰さない場合

I I. ICカード紛失時の対応

ICカードを紛失した場合は、管理者へご連絡ください。使用者からの了解を得た後、非常解除キーで解錠します。

※ 使用可能なICカード

Suica（スイカ）／ICOCA（イコカ）／PASMO（パスモ）等の交通系ICカード／nanaco（ナナコ）カード／WAON（ウォン）カード／Edy（エディ）カード（楽天Edy）

管理者：学校法人聖経学園日本聖書神学校（担当部署：図書館）